

令和4年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の、本誌令和4年1月号(879号)から同年12月号(892号)までの本誌通常号の「金融商事実務判例紹介」欄掲載の判例の中から、企業法務および銀行法務の観点からみて重要なものを「預金・融資・為替」、「その他金融」、「回収・倒産・民事手続」、「担保・保証・その他民法」、「会社法」、「コンプライアンス」の6つの分野に分類して、その概要を紹介するものである。「監修にあたって」で触れたとおり、前年号と比較して、分類の名称が変更されていることに留意されたい。記述にあたっては、前

年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、訴訟当事者を原告、控訴人、上告人などの審級によって異なる訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避けることとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を紹介

することとした。下級審判例については、「重要判例解説」の解説等を適宜参照していただきたい。また、略称については、紙幅の関係で当該語に続く括弧内に略称のみ記載することとした。

一 預金・融資・為替

- 1 いわゆるキャッシュカードすり替え型の窃盗罪につき実行の着手があるとされた事例(棄却)(最決令和4・2・14本号4判例)

本件は、被告人が氏名不詳者

らと共謀のうえ、金融庁職員になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、警察官になりすました氏名不詳者が、被害者宅に電話をかけ、被害者(当時79歳)に対し、被害者名義の

口座から預金が引き出される詐欺被害に遭っており、再度の被害を防止するため、金融庁職員が持参した封筒にキャッシュカードを入れて保管する必要がある旨を言い、さらに、金融庁職員になりすました被告人が、被害者をして、前記キャッシュカードを封筒に入れさせたうえ、同封筒を別の封筒とすり替えて同キャッシュカードを窃取するため、被害者宅付近路上まで赴いたが、警察官の尾行に気づいて断念し、その目的を遂げなかったとして、窃盗未遂罪で起訴された事案である。

原判決は、犯罪の実行の着手

